

(自動販売機特例又は回収特例における3万円未満の判定単位)

問 110-2 帳簿の記載事項である「仕入れの相手方の住所又は所在地」の記載が不要となる、自動販売機や自動サービス機からの商品の購入等又は3万円未満の課税仕入れについて回収特例が適用される取引かどうかは、どのような単位で判定するのですか。【令和6年4月追加】

【答】

売手における適格請求書の交付義務が免除されている3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等又は適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限ります。)については、帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地を記載する必要はありません(消令49①、令和5年国税庁告示第26号)。

これらの取引に該当するかどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

例：① 自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入する場合

⇒1回の商品購入金額(1本150円)で判定

② ○○施設の入場券(1枚2,000円)を4枚(8,000円)購入し使用する場合

⇒1回の使用金額(4枚8,000円)で判定

【帳簿の記載イメージ】

会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入した場合

総勘定元帳(会議費)			(株)○○	
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

従業員の福利厚生目的で○○施設の入場券(1枚2,000円)を4枚(8,000円)購入し使用した場合

総勘定元帳(福利厚生費)			(株)○○	
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	○○施設入場券	8,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	